

指定管理者制度とは

1. 地方自治法改正による指定管理者制度の導入

「公の施設」の管理運営主体については、公共性の確保の観点から、地方自治法により公共的団体等に限定（管理委託制度）されていましたが、地方自治法の一部を改正する法律が平成15年6月公布、9月に施行され、民間事業者等にも「公の施設」の管理運営を委ねることを可能とした指定管理者制度が設けられました。

2. 指定管理者制度の目的

指定管理者制度は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするものです。

目的①：民間事業者の活力を活用した住民サービスの向上

目的②：施設管理における費用対効果の向上

目的③：管理主体の選定手続きの透明化

3. 指定管理者制度導入のメリット・デメリット

①メリット

- ・民間のノウハウを生かして、絶え間なく変化し、多様化する住民のニーズに応えやすい。
- ・単年度会計の原則に縛られず、複数年にまたがった事業やサービスが可能
- ・休館日、利用時間の柔軟な対応が可能（開館時間の延長など）
- ・広報サービス業務の強化が可能（チケットの前売り、割引など、入館者増のために手がうてる対策がより多くなる。但し、市との協定書などによる）
- ・施設管理業務の効率化、合理化（管理経費、事業コストの縮減）が図れる。

②公募による指定管理者制度のデメリット

- ・もし指定管理者が3年や5年で撤退してしまったりすると、文化施設の持続性と信用と安心感が損なわれる。
- ・地域の文化や地元の間人関係を生かした継続的な事業、運営がやりにくい。
- ・長期的な視点から見た人材育成やノウハウの蓄積が行いにくい。ホール職員に必要な専門的な知識と技術が保持しにくく、育ちにくい。

文化ホールの指定管理者制度導入の割合 62.6%

そのうち公募の割合 60.1%